

安全保障貿易管理ガイドンス（入門編）（案）に対する意見募集の結果について

令和３年２月２５日
経 済 産 業 省
貿 易 管 理 部
安全保障貿易検査官室

令和３年２月２６日から令和３年３月１１日にかけて、標記に係る意見募集を行ったところ、以下のとおりです。ご協力ありがとうございました。

1. 実施方法

- (1) 募集期間：令和３年２月２６日～令和３年３月１１日
- (2) 告知方法：電子政府総合窓口（e-Gov）及び経済産業省ホームページに掲載
- (3) 意見提出方法：電子メール、郵送

2. 意見総数

１８件

※ 寄せられたご意見及びご意見に対する考え方については次ページ以降に記載のとおりとなります。

3. 本件に関するお問い合わせ先

安全保障貿易検査官室

電話：０３－３５０１－２８４１

ページ番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
3	法令の原文を参照するよう注意を入れるべきだと思います。	ご指摘を踏まえ、実務における判断の際は法令等の原文を参照することを追記させていただきます。
6	<p>1. 一般国に、輸出令別表第4の地域を入れるのはふさわしくないと考えます。(12頁も同様)</p> <p>2. 中小・零細に関わらず輸出に係る企業であれば、輸出者等遵守基準を遵守しなければならないため、規制の概要の内容に輸出者等遵守基準を組み込んでよいのではないかと思います。</p>	<p>1. ご指摘を踏まえ、別表第4の地域等を修正させていただきます。</p> <p>2. ご指摘のとおり、業として輸出等を行う者は輸出者等遵守基準を遵守しなければなりません。しかし、規制の概要の内容に輸出者等遵守基準を組み入れるよりは、別に項目立てで遵守基準の全体を説明することとした方が適当であると考えますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>
8	<p>1. 大量破壊兵器キャッチオール規制と通常兵器キャッチオール規制の違いは表で述べていますが、なぜ2つの規制があるのかの説明を少し加えて(1)、(2)の説明に繋げた方が良いのではないかと思います。</p> <p>2. 大量破壊兵器キャッチオール規制の説明について、次のページの参考にある大量破壊兵器等の開発等に用いられる恐れの高い貨物例は、大量破壊兵器キャッチオール規制の説明のどこの説明の参考なのかが不明です。大量破壊兵器キャッチオール規制の説明の中に大量破壊兵器等の開発等に用いられる恐れの高い貨物例の貨物に繋がる文言を入れた方がよいのではないかと思います。</p> <p>3. 需要者要件についての記述は、「入門編」の読者にはむずかしすぎるように感じます。「明らかなチェック」も含めての分かりやすい補足を希望します。</p>	<p>1. 入門編のガイダンスのため、原案のとおり、大量破壊兵器キャッチオール規制及び通常兵器キャッチオール規制の概要を中心に説明する内容とさせていただきます。</p> <p>2. ご指摘を踏まえ、文言を揃え繋がりが分かるよう「懸念が強い貨物例」を「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの高い貨物例」に修正させていただきます。</p> <p>3. ご指摘を踏まえ、需要者要件について「明らかなチェック」等の説明を追記させていただきます。</p>
9	大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの高い貨物例の下にあるポイントが、外国ユーザーリスト掲載企業・組織への活用となっているが分かりづらい。	大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの高い貨物例は、キャッチオール規制におけるポイントの一つで特に慎重な審査が必要になりますので、ご指摘を踏まえ、「外国ユーザーリスト掲載企業・組織への活用」から「キャッチオール規制のチェックポイント」に修正させていただきます。
12	通常兵器キャッチオール規制について、表中の対象となるもの「特に注意(懸念が強い貨物例(次頁参照))」とあるが次頁には、「参考 通常兵器の開発等に用いられるおそれの高い貨物例」と記載があり、懸念が強い貨物例と文言が繋がっていないため、参照の意図が分かりづらい。	ご指摘を踏まえ、文言を揃え繋がりが分かるよう「懸念が強い貨物例」を「通常兵器の開発等に用いられるおそれの高い貨物例」に修正させていただきます。
14	<p>1. 「技術の提供」の表で、一部例示であることを示すべきだと思います。</p> <p>2. 輸出管理の対象について、(2)技術の提供の次頁の参考につながる文言があると分かりやすいと思います。また、居住者、非居住者についても、参考にある技術の提供に係る規制の概要から次頁の参考につながる文言があると分かりやすいと思います。</p> <p>3. 「技術とは役務ともいう。」は、正しくないのではないのでしょうか。役務とは、改正履歴を見ても日常日本語を考えても「労務」「便益の提供」です。「技術提供」が「役務提供等」に入るというのが正しいところで、欄外に「技術の提供は、外為法では役務提供等と定義され、行政の現場では役務とも呼ばれる。」とか書くのがよいと思います。</p> <p>4. 「技術とは：貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報。「役務」ともいう。」について、解説内容は「特定技術」ですよね。「特定の」を削除すべきかと思います。</p> <p>5. 本冊子は、初心者向けであることは明らかです。法律に慣れていない者には「A、B又はC」は読みづらいです。本冊子は法律syntaxを前向きに壊して、高校生でも分かるように書くのがよいと思います。「貨物の設計・製造・使用に役立つ情報」を提案いたします。</p>	<p>1. ご指摘を踏まえ、一部例示であることが分かるように修正させていただきます。</p> <p>2. ご指摘を踏まえ、「技術の提供に係る規制の概要」及び「居住者及び非居住者について」の参考ページを促すように追記させていただきます。</p> <p>3. ご指摘を踏まえ、誤解を招きかねない表現は削除させていただきます。</p> <p>4. 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について(4貿易局第492号)の1(3)アにおいて用語の解釈が定められていますので、現案のとおりとさせていただきます。</p> <p>5. 「A、B又はC」の用法が一般的であるため、現案のとおりとさせていただきます。</p>
15	<p>技術提供の“誰でもから誰でも”は、具体的な例を図に加えては如何でしょうか？</p> <p>輸出管理の知識不足の方にとって規制対象となる技術提供の形態をイメージすることは難しいと思います。“非居住者から非居住者”や“非居住者から居住者”および“居住者から居住者”が、どのような場合を指すのかを図にすると規制対象の形態がイメージしやすく、有意義なガイダンスになるのではないかと思います。</p>	ご指摘を踏まえ、技術提供の形態について補足説明を追記させていただきます。
16	「参考 居住者及び非居住者について」、貴省「安全保障貿易管理説明会」資料中の表(令和3年1月版 15ページ)をそのまま使われたほうが分かりやすいと思います。	ご指摘のとおり修正させていただきます。
20	右図の(1)すべての輸出者等の基準、(2)リスト規制品を扱う輸出者等の基準の文言と、下の見出しの文言が一致していないため関係性がわかりにくいと感じます。	ご指摘を踏まえ、文言を統一する形に修正させていただきます。

21	<p>「Ⅶ. 法令違反に対する罰則等(21頁)」の【重要】コメントについて 商社が製品の「販売代理店 (Agent) 」ではなく「総販売特約店 (Exclusive Distributor) 」である場合は、製造会社は当該製品を「輸出をしようとする者」に該当するのかが明確な判断ができません。「間接輸出」については一般的な貿易形態であり、このあたりの解釈について分かり易い説明があれば良いと思いました。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、メーカーが製造した製品を商社が輸出する場合は商社が輸出者になる等の間接輸出の例を追記させていただきます。</p>
22	<p>1. 現在の輸出管理においては、特に設備機では輸出後の管理の対応に苦慮しており、また、輸出後の管理のことを理解していない国内の輸出者もいることから、輸出後の管理についてもこうしたガイダンスで情報提供いただければと思います。</p> <p>2. 「引合い」とは別の表現を用いるのが望ましいと考えます。本ガイダンスでは「引合いを受ける」という表現が使用されている (22 ページ目) ため、日本企業が売り手側の立場だけを想定しているかのように感じられます。共同研究、海外への試験委託なども対象となるよう「照会」や「問合せ」等の表現を使用するが、実務に即しているのではないかと存じませす。</p>	<p>1. 法令遵守のためには、何よりも引合いから該非判定・取引審査・出荷までの管理が重要であることから、入門編の実務としては輸出前までの管理とさせていただきます。輸出後の管理については、今後の検討において、参考とさせていただきます。</p> <p>2. ご指摘を踏まえ、引合いに限定せず、それ以外の方法もあることが分かるように修正させていただきます。</p>
24	<p>該非判定について、STEP3 該非判定の対象を法令と照合するの検索については法令用語と一般用語に違いがあり検索でヒットしないことから対象外と勘違いすることが多いため、P27の注意4を強く参照するよう記載をしておいたほうがよいと思います。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、該非判定のSTEP3の下に注意4の内容を記載するように修正させていただきます。</p>
30	<p>1. 取引審査について、STEP2 取引を行うか否かと判断するについては担当者が決めるのではなく、最終責任は社内の責任者の判断を仰ぐことをポイントに記載してもらいたいと思います。</p> <p>2. リスト該当品の許可審査基準を参考にすることを求めています。たしかに「参考価値」のある審査基準ですが、非該当品の社内審査は別次元のもです。「どのように参考にするのか」についての補助線的説明を別途ご用意いただきたいと思います。</p>	<p>1. ご指摘を踏まえ、取引審査を行うか否かの判断は最終判断権者が行うことが明確になるようSTEP2の記載内容を修正させていただきます。</p> <p>2. ご意見ありがとうございます。非該当品については、国や貨物の機微度、取引の相手方等により様々なケースが想定されるため、社内審査を行う中で、取引審査の判断に迷うような場合は当省にご相談いただければと思います。</p>
33	<p>1. 「主な技術の特例」については、特に、実務では法令の原文を参照するよう注意を入れるべきだと思います。</p> <p>2. 表中、「市販のプログラム」で、「コンピュータや通信関連貨物」という対象を限定する文言は不要と思います。</p> <p>3. 表中、第9条第2項十二号、十三号の右欄では、「技術(プログラムを除く)」とするのが良いと思います。</p>	<p>1. ご指摘を踏まえ、特例の適用可否の判断の際には必ず法令等を参照することを追記させていただきます。</p> <p>2. ご指摘のとおり修正させていただきます。</p> <p>3. ご指摘のとおり修正させていただきます。</p>
36	<p>輸出管理体制を組織で創り上げなければいけないという観点は、もっと強調してもよいのではないのでしょうか。組織化するためには経営者の理解は勿論のこと、他部署・部門の責任者にも理解していただくことが必要です。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、輸出管理体制を構築するためには経営トップ以下の理解等が重要であることを追記させていただきます。</p>
38	<p>「該非判定の責任者」は「該非確認の責任者」に変えた方がよいと思います。《遵守基準省令》で使われている表現は「該非確認」です。また購入品の場合は、他社の判定結果を「チェックして確認」するのが任務ですから。</p>	<p>遵守基準省令では「該非確認」としていますが、「該非判定」の方がより一般的であることから、原案のとおりとさせていただきます。</p>
44	<p>1. 「保管書類」の説明文中、「輸出関係書類等とは、引合いから出荷、船積までのとあるのを「引合いから出荷、船積又は技術の提供までの」とされてはいかがでしょうか。</p> <p>2. 「貨物の輸出又は技術の提供日から、輸出令別表第1又は外為令別表の1項から4項の貨物又は技術については少なくとも7年間、5項から16項の貨物又は技術については少なくとも5年間保管するようにしてください。」とされてはいかがでしょうか。文書管理について、文書管理期間の欄にて「少なくとも7年間保管、ただし、～ 少なくとも5年。」と記載ありますが、下段の空白部に「ポイント」を追加し、保存期間の根拠の説明をされると良いと考えます。</p>	<p>1. ご指摘のとおり修正させていただきます。</p> <p>2. ご指摘を踏まえ、文書の保存期間については、5年間と7年間に分けて記載させていただきます。保存期間の根拠については、8ページの1.と同様に、入門編のガイダンスであるため、根拠等の説明は割愛させていただきます。</p>
別添1	<p><原文> 該非判定部門の担当者 (以下「該非判定者」という。)は、輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術 (以下「貨物等」という。)が、以下の政令の品目に該当するものがあるか否かを確認する。 貨物の場合：輸出令別表第1の第1項から第15項まで 技術の場合：外為令別表の第1項から第15項まで</p> <p><意見> 「以下の政令の品目に該当」を「品目分類として、以下の政令で挙げるものに該当」に変更してはどうでしょうか。また、輸出管理フロー冒頭の「該非判定」のブロックも同様です。</p>	<p>ご指摘の「品目分類として、以下の政令で挙げるもの」よりは、「政令で定める品目」という文言の方が一般的であるため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
別添2	<p>1. 2項の確認次頁「ベローズ弁にアングルバルブは含まれるか」は「そのアングルバルブは、ベローズ弁であるか」の方が、4項の確認次頁「サーボ弁にアングルバルブは含まれるか」は「そのアングルバルブは、サーボ弁であるか」の方が適切だと思います。</p>	<p>1. ご指摘のとおり修正させていただきます。</p>

	<p>2. 3項(2)7の判定方法に関する次のくだりは誤解を招きやすいと思います。 この結果、①～③までに掲げる仕様規定のうち、いずれか1つでも該当しないことが確認できれば、輸出令別表第1の第3項(2)7には「非該当」と判定されます(仮に、①のイの規定のうち、材質等が合致すれば、輸出令別表第1の第3項(2)7に「該当」)。</p> <p>⇒次のように変更してはどうでしょうか？ この結果、①は呼び径・材質という仕様規定のうちいずれか1つでも該当しなければ非該当。 同様に②も③も書かれている仕様規定のうちいずれか1つでも該当しなければ非該当と判定されます。(例えばイは①規定のうち、材質等が合致しても呼び径が10A以下ならばイには非該当)</p> <p>3. 「社内チェック用」の該非判定書ですが、「社外用(非該当証明用)」の作成例も併せて掲載されることを希望します。</p>	<p>2. ご指摘のとおり修正させていただきます。</p> <p>3. 社外用の該非判定書は、他社からの依頼により発行するものです。本ガイドンスでは入門編として、社内での該非判定手続を中心に説明しております。社外提出用の該非判定書については、今後の検討において、参考とさせていただきます。</p>
別添4	<p>1. 「②用途チェックリスト」の別表行為のチェック⑦は次のように書かれています。 ⑦以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの、又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの a 化学物質の開発若しくは製造 b 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用若しくは貯蔵 c ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵 d 宇宙に関する研究 このうち細目aとdについて「告示で定めるものを除く」旨の注記を加えてはいかがでしょうか。</p> <p>2. 「⑥出荷チェックリスト」について、次の3つの設問のチェックを、出荷部門に負わせるのは不適切であり削除すべきだと思います。 ・該非判定は、最新の法令等に基づき判定されているか。 ・用途確認は、適切に行われているか。 ・需要者確認は、適切に行われているか。 また、次の設問は「審査結果が”承認”であるか」に変更することが望ましいと思います。 ・取引審査票は、最終判断権者の決裁を得ているか。</p>	<p>1. ご指摘の除外規定の注記については、解釈違いによる誤判断等を回避するため、原案のとおりとさせていただきます。なお、用途チェックリスト等の帳票類は適宜修正して対応頂くことを想定しており、輸出者等の判断において、用途チェックリストを加工し運用して頂いても構いません。</p> <p>2. ご指摘を踏まえ、出荷チェックリストの内容を修正させていただきます。</p>
全体	入門編に続くアドバンス編や英語版の作成もお願いします。	ご指摘の点については、今後検討させていただきます。

※1. ひとつの論点について複数の方からいただいた御意見につきましては、適宜、集約又は代表的な御意見の抽出をさせていただきます。

※2. その他、誤表記や用語の統一等に関する御指摘を踏まえ、所要の修正をさせていただきます。